睦沢町総合運動公園（みどりの広場）

遊具設置工事に係る

公募型プロポーザル実施要領

睦　　　沢　　　町

**１．趣　　旨**

睦沢町総合運動公園（みどりの広場）（以下「本整備」という。）に新たな遊具を整備し、中央フィールドで競技を実施している場合でも、子ども達が安全に遊具を利用出来る環境を整えるため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、「本整備の遊具設計・施工」について、優れた者を工事請負候補者として選定するもので、プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。

**２．業務概要**

（１）業務名

睦沢町総合運動公園（みどりの広場）遊具設置工事（以下「当該工事」という。）

（２）業務場所

長生郡睦沢町下之郷地先

（３）業務期間

契約締結日の翌日から令和６年２月29日まで

（４）発注方式

実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

（５）業務内容

実施設計、製作 ・・・・・・・・・・・・・・・・一式

遊具（ベンチ含む）の設置（基礎工事を含む）・・・一式

安全施設（サイン・マット・柵等）・・・・・・・・一式

施設等の設置などに伴う整地 ・・・・・・・・・・一式

※詳細については、別紙「睦沢町総合運動公園（みどりの広場）遊具設置工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」による。

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

（６）提案（請負工事費）上限額

７，６０１，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

**３．プロポーザルの実施方法等**

（１）選定方法

本プロポーザルは公募型とし、公募型プロポーザル審査委員会において選定する。

（２）プロポーザル参加報償

無償

（３）その他

提案については、本要領を充分理解した上での提案とされたい。

**４．企画提案に係る事項**

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の（１）～（11）までの全ての要件を満たすものとする。

1. 令和４・５年度睦沢町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、建設業法第３条および、第15条の規定に基づくとび・土工工事業の許可を受けている者で、千葉県または睦沢町から指名停止措置を当該工事の公告の日から当該工事の入札の日までの間、受けていない者であること。
2. 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
3. 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けており、千葉県及び睦沢町に申請したとび・土工・コンクリート工事の総合点数が730点以上の者であること。
4. 次の①から③に定める届け出の義務の履行をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
   1. 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
   2. 更生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
   3. 雇用保険法（昭和49年政令第16号）第７条の規定による届出の義務

（５）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（６）次の①から④までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者。

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第３条１項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は当該工事の入札前６か月以内に手形、小切手を不渡りした者等、経営状況が著しく不健全な者

1. 睦沢町暴力団排除条例（平成24年３月13日睦沢町条例第３号）に規定する暴力団員または暴力団でないこと並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
2. 次の①から⑤までの要件に該当する者であること。
   1. 役員等（参加申込者が個人である場合はその者を、参加申込者が法人である場合はその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとする者から町との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
   2. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
   3. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。
   4. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。
   5. 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（９）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

（10）国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村税について未納がないこと。

**５．企画提案書の手続き等**

（１）公募型プロポーザル実施要領の公表（町ホームページ等で公表）

① 期　　間：令和５年５月２２日（月）～令和５年６月２３日（金）

② 参考資料：

1. 位置図・案内図（参考１）
2. 平面図（参考２）
3. 既設遊具等鳥観図（参考４）

（２）実施要領に関する質問受付・回答

① 期間：令和５年５月２２日（月）～令和５年６月６日（火）まで（閉庁日を除く）の午前９時～正午までおよび午後１時から午後５時まで。ただし、最終日は正午までとする。

② 提出先：睦沢町企画財政課企画班

③ 提出方法：持参、FAXまたは電子メール（但し、質問の未到着を防ぐため、電話による事前、事後の確認を行うこと。）

　　　　　　　【ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：seisaku@town.mutsuzawa.chiba.jp】

　　　　　　　【FAX：0475-44-1729】

* 1. 回答方法：質問内容を取りまとめ、睦沢町ホームページに掲載する。
  2. 回答日：令和５年６月７日（水）【最終更新】
  3. その他：

ア）質問および質問に対する回答は、本実施要領、仕様書の追補とみなす。

イ）質問書（様式１）以外の手段で提出等された質問に対して回答しない。

ウ）質問の内容によっては、回答できない場合がある。

エ）質問は分かりやすくまとめて提出すること。

オ）質問に対する回答において、事業者名等は公表しない。

カ）質問がない場合は、睦沢町ホームページに掲載しない。

（３）企画提案書受付

① 期間：令和５年５月２２日（月）～令和５年６月２３日（金）まで（閉庁日を除く）の午前９時～正午までおよび午後１時から午後５時まで。ただし、最終日は正午までとする。

② 提出先：〒299‐4492　千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1

　　　　　　 睦沢町企画財政課企画班

③ 提出方法：郵送又は持参により提出（ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと。）

　　 ※提出後に改めて説明を求める場合があります。

（４）提出書類

　　　本プロポーザルへの提出者は、次の書類を提出すること。

1. 企画提案書提出届（様式２）・・・正本１部【A４判】
2. 誓約書兼同意書（様式３）・・・正本１部【A４判】
3. 会社概要（様式４）・・・正本１部【A４判】

　　　 以下の項目は必ず記載すること。

・事業者名

・本社所在地

・技術者数

・業務内容

・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

・当該工事と同種の業務受託実績

※当該工事と同種とは、国又は地方公共団体における遊具設置業務など、当該工事と同様の技術によって行われた業務であり、遊具解体撤去のみの業務は含まない。

●添付資料

・納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）

・建設業許可申請書の写し

1. 配置予定技術者届出書（様式５）・・・正本１部【A４判】
2. 委任状（様式６）および営業所一覧表・・・正本１部【A４判】（支店等から参加する場合のみ）
3. 企画提案書（様式７-１、７－２【合計10枚以内】）・・・正本１部、副本12部【A４判】
   * 企画提案書様式に配置計画平面図を添付すること。なお、配置計画平面図はA３版横２枚以内とし、A４版に折り込むこと。図面の構成は、遊具等の安全領域を明示すること。
4. 提案目的物の概要図（完成予想図）、構造図（参考として各パースの内容がわかるもの）（様式：任意【概要図２枚以内、構造図５枚以内】）
   * 概要図の描写対象物は、利用状況（使用方法）が分かるような立体図とすること。また、色彩については完成予想と同じ配色とすること。なお、アニメ等のキャラクターの使用は不可とする。
   * 構造図は、各パースの内容が分かるものとし、提案目的物の全てについて、明示すること。
   * 工事請負契約の締結後３週間以内に詳細設計を完了し、施設構造物および基礎構造図等の詳細な図面を提出すること。
5. 工事内訳書（見積書）（様式－８）・・・正本１部、副本12部【A４判】

（５）提出部数等

「５．－（４）提出書類－①～⑤」については正本１部を、「５．－（４）提出書類－⑥～⑧」については正本１部及び副本12部を提出すること。また、副本分については、提出者名ならびに関係団体の企業名、ロゴ等を伏せて（明示不可）提出すること。なお、事務局の確認段階で明記があった場合については、事務局で消込み後に審査を行うこととする。

（６）企画提案参加に際しての注意事項

　　① 失格または無効

　　　 以下のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

　　 　ア 「４．企画提案に係る事項」を満たしていない場合

　　　 イ 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

　　 　ウ 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合

　 　　エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

　 　　オ 募集要領に違反すると認められる場合

　　　 カ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合

　　　 キ 見積書の提示金額が、提案（請負工事費）上限額を超えている場合

　 　　ク その他担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合

　　② 複数提案の禁止

　 　　企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

　　③ 提出書類の変更の禁止

　 　　提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

　　④ 返却等

　　　 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

1. 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて提出者の負担とする。

1. その他

　　　 内容の変更等が生じた場合は、町ホームページ等にて周知する。

（７）失格事項等の確認

　　提出者の「（６）－①失効または無効」該当の有無について、事務局が提出書類等の確認を行い、該当しない場合はその者を書類審査、プレゼンテーション審査へ進むプロポーザル提案者（以下「提案者」という。）とする。

　　なお、各提出者に対して、失格事項等確認の結果を別途通知し、提案者に対しては、併せてプレゼンテーション審査の詳細を通知する。

**６．審査・契約に係る事項**

1. 審査委員会
2. 開催日時　令和５年７月６日（木）【予定】
3. 開催場所　睦沢町役場
4. 委員会構成　委員長　副町長

　　　　 　　　　　 委　員　総務課長、企画財政課長、税務住民課長、福祉課長

健康保険課長、産業建設課長、教育課長

1. 審査基準　公募型プロポーザル方式審査基準（別表）のとおり

　　⑤ 審査方法

　　　ア 工事請負候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式審査基準（別表）に基づき、提案者から提出のあった企画提案の内容や、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング内容に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上選定する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりプレゼンテーション及びヒアリングを行わず、書面審査とする場合があります。書面審査とする場合は、別途お知らせします。

イ 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数（平均点）にて競う「総合評価方式」により行う。

ウ　プレゼンテーション及びヒアリングには、原則として配置予定技術者の出席を必須とし、出席者は４名以内とする。また、プレゼンテーション時に資料の追加配付は可能とする。ただし、パワーポイント等の画像の投影については認めない。

　　なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合、採点は行わない。

エ　日時、場所、実施方法などの詳細については、応募資格審査を通過した事業者に別途通知する。

オ　プレゼンテーションの時間は20分程度とする。

（２）工事請負候補者の選定

提案者の中から、工事請負候補者を選定するための最終審査は、審査委員会が行う。

なお、審査委員会は、公募型プロポーザル方式審査基準に基づき評価を行い、総合評点の多い順に順位を決定し、最多得点の提案者を工事請負候補者とし、第２位を次点候補者とし、第３位を第３候補者とする。ただし、総合評価点において満点の５割未満の場合は、契約予定者としない。また、同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

（３）審査結果の通知

　　　　審査結果は速やかに参加者に通知する。

　　　　ただし、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

（４）契約の締結

選定した工事請負候補者と町が協議し、当該工事に係る仕様を確認した上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、工事請負候補者と町の協議により決定する。

なお、工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と協議し、当該工事に係る仕様を確認した上で契約を締結する。更に、次点候補者とも契約が成立しない場合は、第３候補者と協議し、当該工事に係る仕様を確認した上で契約を締結する。

**７．全体スケジュール**

　　① 公募型プロポーザル実施要領の公表

令和５年５月２２日（月）～令和５年６月２３日（金）

1. 実施要領に関する質問受付・回答

　　　令和５年５月２２日（月）～令和５年６月６日（火）まで（閉庁日を除く）の午前９時～正午まで及び午後１時から午後５時まで。ただし、最終日は正午までとする。

1. 企画提案書の受付

　　　令和５年５月２２日（月）～令和５年６月２３日（金）まで（閉庁日を除く）の午前９時～正午まで及び午後１時から午後５時まで。ただし、最終日は正午までとする。

1. 審査委員会の開催（事業者によるプレゼンテーション含む）

　　　令和５年７月６日（木）【予定】

1. 審査結果の通知

　　　令和５年７月中旬【予定】

1. 契約の締結

　　　令和５年７月下旬【予定】

**８．著作権および提出書類の取り扱い**

（１）著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図および構造図の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

1. 提出書類

町は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他町が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書、提案目的物の概要図および構造図を無償で使用できるものとする。

**９．その他**

（１）　町は、工事請負候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

（２）　提出された書類は、原則として本工事以外に使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、睦沢町情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき、提案書類を公開することがある。

（３）　手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

（４）　工事請負契約が成立するまでの間において、提出者が「（６）①失効または無効」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。

（５）　本プロポーザルにおいて町が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。

（６）　資料作成説明会および現場説明会は実施しない。

（７）　現場視察が必要な場合について、企画提案書の提出者は自由に行うことができる。

**10．問合せ先**

（１）募集の内容　　　　　　　　企画財政課企画班　℡0475-44-2501

（２）企画提案に係る事項　　　　　　　　　　　　〃

（３）企画提案書の手続き等　　　　　　　　　　　〃

（４）審査に係る事項　　　　　　　　　　　　　　〃

（５）契約に係る事項　　　　　　総務課行政管財班　℡0475-44-2516

別表

公募型プロポーザル方式審査基準

本プロポーザルにおける各提案の評価は、最終的に審査委員会において決定するものとする。

* + 1. プレゼンテーション審査による評価点（100点）

各審査委員は、提案ごとに下表の評価基準に基づいて評価点を算出し、その平均点を審査委員会の評価点とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価の視点  （評価項目） | 評価基準 | 評価 | | |
| 配点 | 評価係数 | 評価点 |
| 積極性 | 総工事費の範囲内で、積極的な追加提案が行われている。 | ２０ |  |  |
| 維持管理 | 劣化の軽減に配慮し、耐久性のある材料を使用している。また、補修や部材交換等のメンテナンス性に優れている。 | ２０ |  |  |
| 設置後20年間に必要なメンテナンス計画および維持管理費用が優れている。 | ２０ |  |  |
| 安全に  対する配慮 | 子ども達等が安全に安心して遊べるように、安全に対する配慮が十分になされている。 | ２０ |  |  |
| 子ども達等の予期せぬ遊びや利用などに対する安全検討が十分になされている。 | １０ |  |  |
| 実現性 | 提案内容を実現できる技術基準や類似実績等が示されており、実現性が高い。 | １０ |  |  |
| 計 | | １００ |  |  |

1. 評価点は配点に評価係数を乗じることにより算出する。
2. 評価係数は下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評 価 | 内　　容 | 係数 |
| A | 大変優れている | ×1.0 |
| B | 優れている | ×0.7 |
| C | 良い | ×0.5 |
| D | あまり評価できない | ×0.0 |

２．総合評価点

　１により算出した評価点については、提案者ごとに下表のとおり取りまとめを行い、総合評価点（平均評価点）を算出する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案者 | 評　　価  項　　目 | 審　査　委　員 | | | | | | | | 評価点 |
| A | B | C | D | E | F | G | H |
|  | 積極性 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 維持管理 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 安全に対する配慮 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実現性 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総合評価点（平均評価点） | | | | | | | | | |  |